

平成28年度第1回 習志野市地域支え合い推進協議会

～習志野市地域支え合い推進協議会
について～



平成28年12月15日
習志野市 健康福祉部
高齢者支援課

1. 介護保険法の改正とその背景

平成12年4月 介護保険法施行

【制度の趣旨】

介護が必要になれば、利用したい介護保険サービスを自ら選択し、生活を維持していくことができる。



ところが…

医療と介護、介護予防と生活支援が「ばらばら」に提供されているため、要介護状態等の軽減や悪化の防止につながらないケースも見られる。

(1のつづき)



【地域包括ケアシステムという方向へ見直し】

要介護状態になっても地域で暮らし続けていくためには、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援が地域において連携して一体的に提供されるという考え方



平成26年 介護保険法改正

団塊の世代が皆75歳以上となる平成37年を目途に「地域包括ケアシステム」構築の実現に向けてスタート

2. 地域包括ケアシステムの構築とは

(1) 医療と介護の連携の強化・ネットワークづくり

- ・医療・介護関係者による協議の場づくり
- ・多職種連携研修等の実施
- ・医療・介護関係者のための相談体制の構築
- ・関係者間の情報共有等

⇒効率的・効果的できめ細かなサービスの提供

(2のつづき)

(2) 認知症施策の推進

- 認知症初期集中支援チームの設置(早期発見・対応)
- 認知症高齢者介護相談の実施(早期発見・対応)
- ならしのオレンジテラス(認知症カフェ)の設置
- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発
(認知症シンポジウム開催・サポーターの養成)

⇒ 認知症になっても生活できる「地域づくり」

(2のつづき)

(3) 地域ケア会議の強化

- ・個別ケースの支援内容の検討を通じた
 - ①顔の見える関係づくり
 - ②ケアマネジメント支援
 - ③地域課題の把握、問題提起
- ・そのためのルール作りとルールの徹底

⇒高齢者が生活しやすい「地域づくり」

(2のつづき)

(4) 生活支援のための基盤整備

- 地域の高齢者のニーズとそれに対する支援・サービス(介護保険外のものを含む)の可視化及びマッチング
- 担い手の養成やサービスの開発
- 担い手としての参加協力依頼
- 関係者のネットワーク化

⇒ 高齢者に対する生活支援の充実を実現

(2のつづき)

(5) 介護予防における効果的な取組の推進

- 地域における転倒予防体操の普及
- 出前講座、健康教育の実施による啓発
- 地域で通うことのできる居場所づくり
- 地域の介護予防活動の場への専門職や運動指導者の派遣

⇒ 高齢者が生きがい・役割をもって生活できる
「地域づくり」

3. 介護保険法改正が目指すは「地域づくり」

これまでの介護保険制度

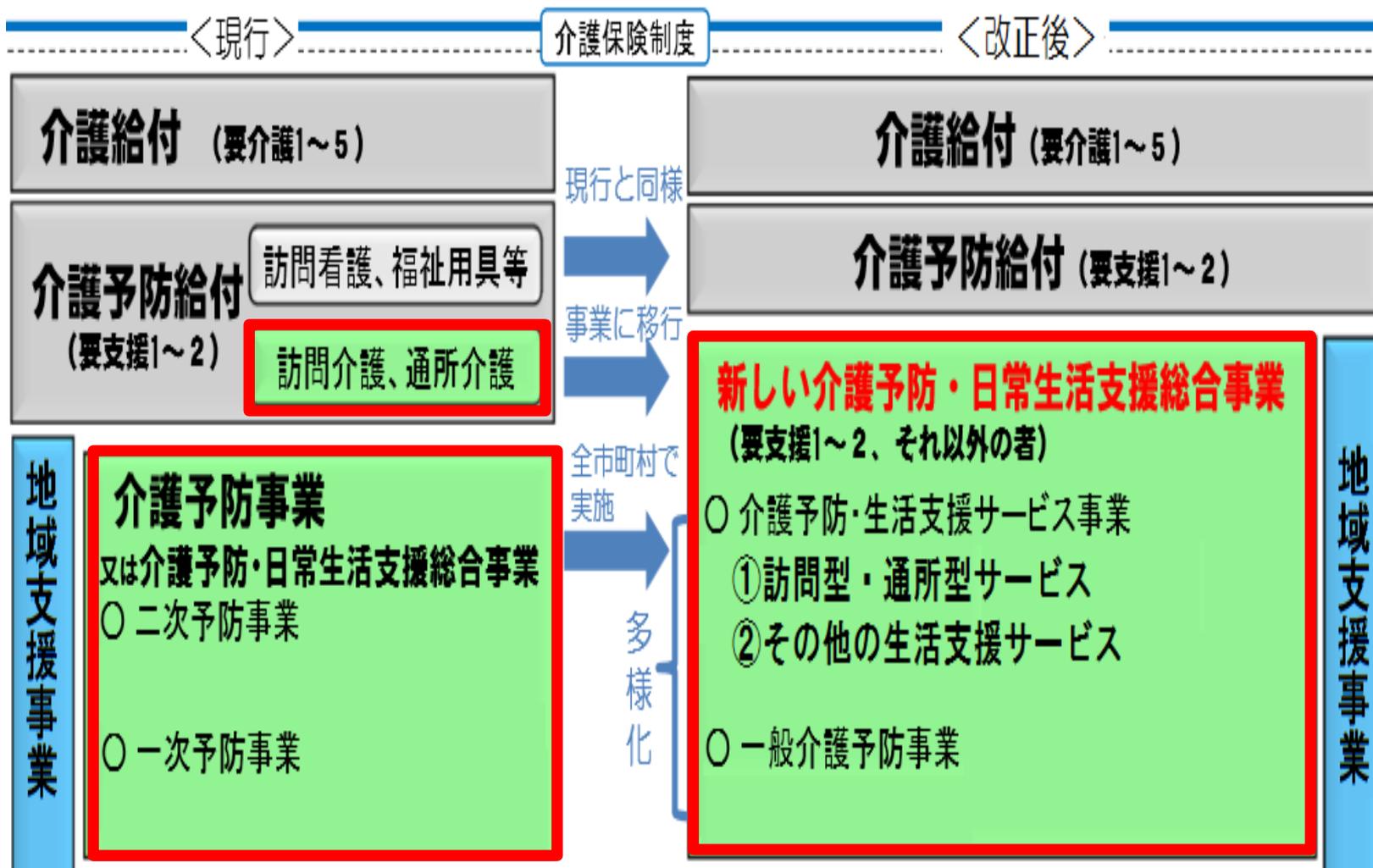
- 介護サービスの充実に重点
- 介護サービスの利用をきっかけに地域との関係が希薄化
- サービスの受け手として一方的に支えられる側に

(3のつづき)

介護保険法改正のポイント

- 「地域づくり」にも重点を置く
- 社会参加による介護予防という視点
- サービスの「受け手」が地域づくりの「支え手」にもなるという視点

4. 介護予防・日常生活支援総合事業



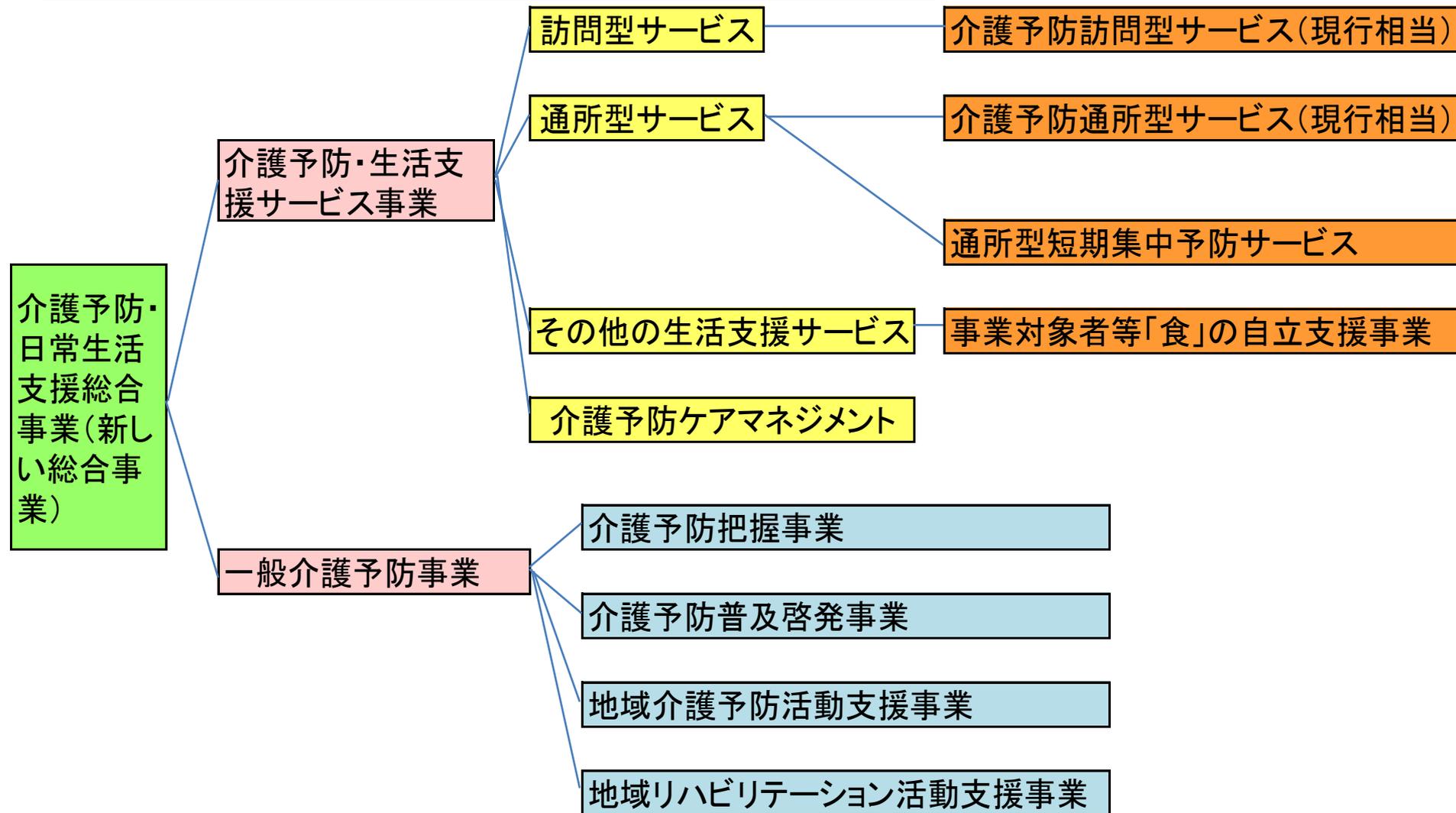
(4のつづき)

新しい総合事業のポイントは3つ

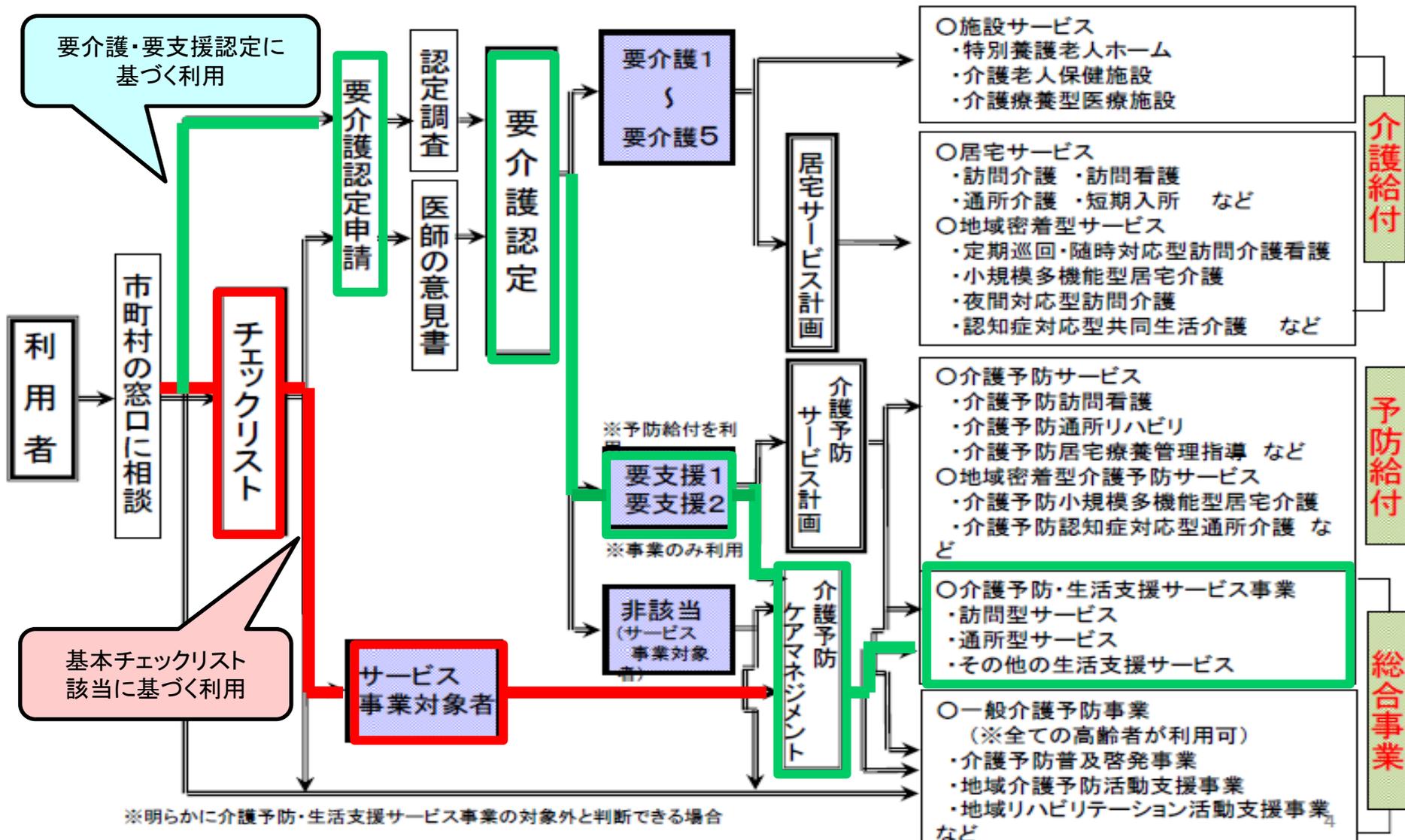
- 介護予防給付の訪問介護と通所介護が、介護予防事業と統合・再編され、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)となった。
- 新しい総合事業の訪問型や通所型のサービスには、「緩和した基準によるサービス」や「住民主体による支援」といった地域の多様な主体が参加して高齢者を支援する形態が想定されている。
- 本市でも、「緩和した基準によるサービス」や「住民主体による支援」の導入について検討していく。

(4のつづき)

平成29年4月から本市で実施予定の総合事業(案)

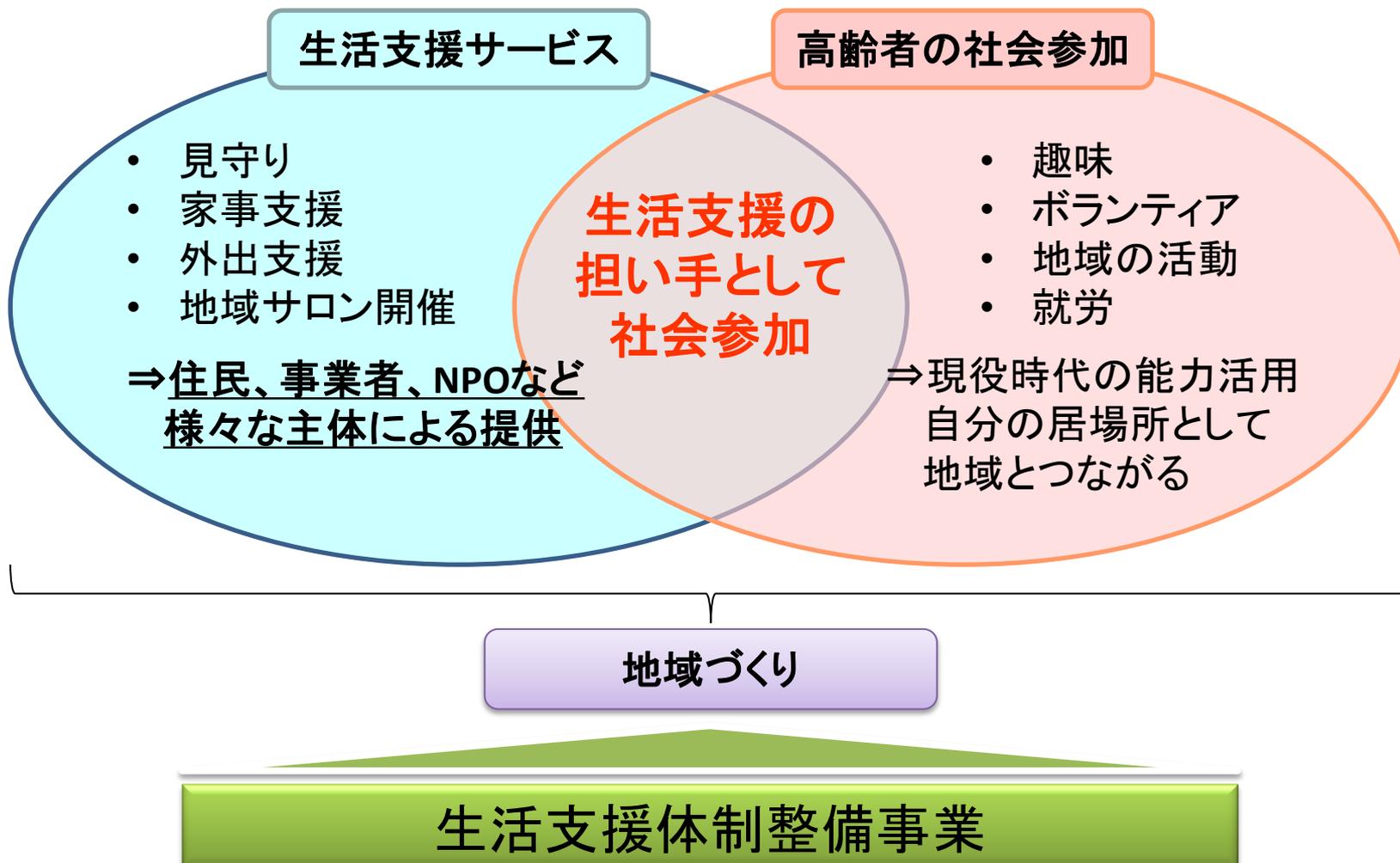


(4のつづき) 利用の流れ



5. 総合事業のねらいと生活支援

生活支援(互助)と社会参加(自助)は密接不可分



6. 生活支援体制整備事業とは

目的

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、介護保険外のサービス・支援から、新しい総合事業の「緩和した基準によるサービス」や「住民主体による支援」(訪問型・通所型サービス)に至るまでのサービスを整備していく。
- 整備に当たっては、地域住民及び地域の事業者などが連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に取り組みながら実施していく。

実施すること

- ①生活支援コーディネーターの配置
- ②協議体の設置

①生活支援コーディネーターの 目的・役割について

設置目的

- 関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等も活用しながら、地域資源の開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発・第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

習志野市の現状

- 平成27年度に第1層生活支援コーディネーターとして、社会福祉協議会に1名配置する。
- 平成27年度に、地域のボランティア活動団体、NPO法人、ケアマネジャー、要支援認定者等にアンケート調査を実施。習志野市の現状について分析、把握を行う。

②協議体の目的・役割について

設置目的

- 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市が中心となって、「定期的な情報共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- 生活支援コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見えるかの推進(アンケート調査の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

習志野市の現状

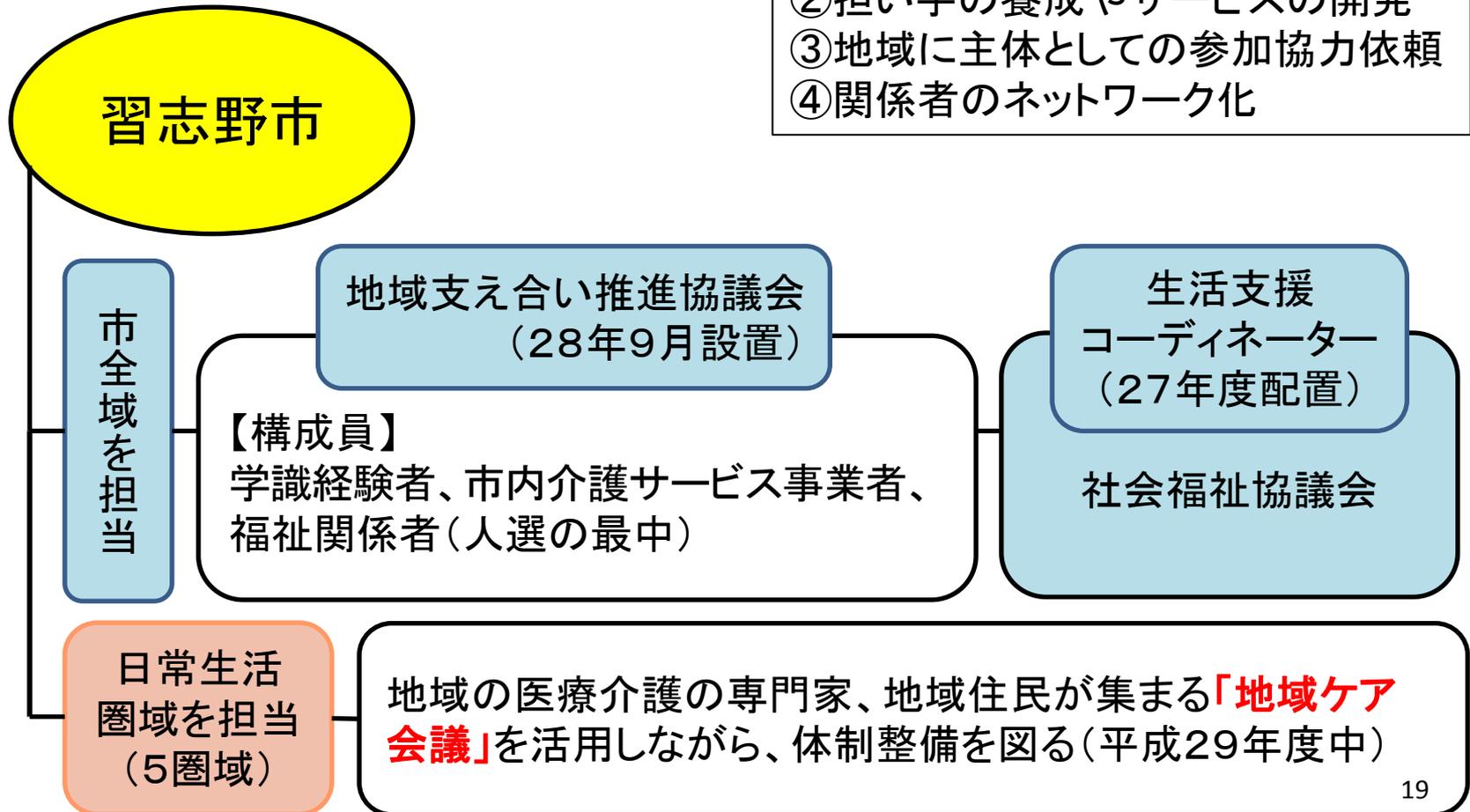
- 平成28年9月に「習志野市地域支え合い推進協議会」を設置。
- 平成28年12月15日に第1回会議を開催。

7. 習志野市の生活支援体制整備

総合事業のねらいを実現するために

生活支援体制の整備

- ①地域のニーズと資源の可視化
- ②担い手の養成やサービスの開発
- ③地域に主体としての参加協力依頼
- ④関係者のネットワーク化



(7のつづき)地域支え合い推進協議会の目的

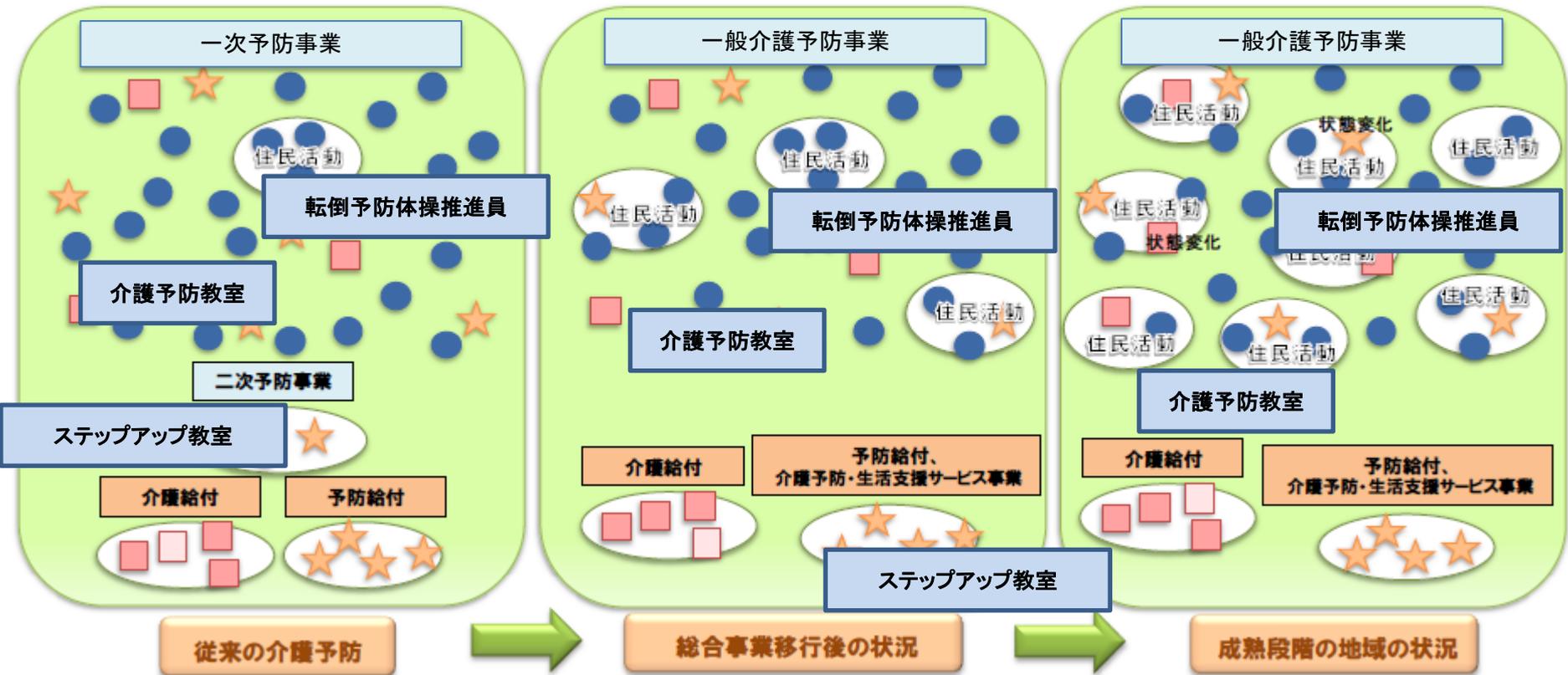
- 地域ぐるみのネットワーク(協働)の取り組みを始めること。
- その地域で参加する地域住民、事業者などの関係者が、お互いが知っている習志野市のことを共有すること。
- 参加者で、地域課題・地域資源創出について話し合い、実現につなげること。

8. これからの地域づくり～介護予防の視点から～

■従来の介護予防では、状態ごとに事業が組み立てられおり、地域住民同士で支え合う地域力を構成するようなアプローチが不十分であった。

■未参加者は多数であるが、比較的元気な高齢者を中心に住民主体の小規模な活動(体操教室やサロンなどの居場所)が徐々に形成される。

■住民主体の活動が増加。地域住民同士で支え合う地域力が育まれ、年齢や心身の状況等によらず、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現。



● = 一般高齢者 ★ = 虚弱高齢者 ■ = 要介護者

出典:「介護予防・日常生活支援総合事業への移行のためのポイント解説」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)を一部改変